

平成30年度郡山市指定障害福祉サービス事業者等指導方針

I 基本方針

1 指定障害福祉サービス事業者等（以下「事業者等」という。）に対する指導については、厚生労働省から示されている「指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について」（平成26年1月23日障発0123第2号他）、郡山市指定障害福祉サービス事業者等指導要綱（平成24年6月1日施行、平成29年4月1改正）等に基づき実施する。

2 障がい者（児）が地域で自分らしく生活するためには、事業者等の適正な運営を確保するとともに、事業者等が自らその提供するサービスの質の評価を行い、サービスの一層の質の向上を図り、利用者本位の質の高いサービスを提供することが求められている。

そのため、事業者等は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」をはじめ、関係法令等を遵守し適切なサービスの提供を行うことが必要である。また、自立支援給付費等の算定に関し、事業者等は各種加算減算の要件や人員基準等を満たした上で、自立支援給付等に係る費用の額を適正に算定し、請求することが求められる。

このような状況を踏まえ、平成29年度の実地指導において指摘が多かった事項及び平成30年度の障害福祉サービス費等の報酬改定等の周知徹底を目的とし、今年度においては、事業運営の適正化、利用者保護及びサービスの質の確保の観点から、集団指導及び着眼事項に重点を置いた実地指導を実施することで、事業者等の運営の適正化を図る。

II 重点着眼事項

1 集団指導

(1) 市内の事業者等を対象とした指導

ア 事業者等の円滑なサービスの提供に向け、事業者等から寄せられる制度・報酬改定に関する質問等及び厚生労働省から発出される各種通知をより一層懇切丁寧に説明し、事業者等の支援を図る。

イ 個別支援計画作成を含む「障害福祉サービス利用手続の一連のプロセス」の必要性等、指導、監査を行った際の指摘事項の原因を分析し、不適正事案の発生の未然防止及び事業所運営の適正化を図る。

2 実地指導

(1) サービス提供の記録及び適正な手続の実施

事業者等が提供したサービスの記録状況とともに、利用者の確認が正しく得られているか確認を行う。また、サービス提供する上で各関係機関への届け出などの手続が適正に行われているか併せて確認する。

(2) 個別支援計画作成を含む「障害福祉サービス利用手続の一連のプロセス」

サービスの質の確保及び利用者保護の観点に立ち、個別支援計画等が利用者の個々の状況に応じて作成されるとともに、見直しが図られる等、一連のプロセスが適正に行われているかを確認し、その適正化を図る。

(3) 自立支援給付等に係る費用の額の算定の適正化

自立支援給付等に係る費用の額を適正に算定・請求しているかを確認し、その適正化を図る。特に、平成30年4月の障害福祉サービス費等の報酬改定により、新たな加算や減算が設けられたことに加え、これまでの基本報酬や各種加算減算の要件、人員基準等が見直されたことから、事業者等は改定に伴う給付費等を適正に算定し請求することが求められるため、この点について重点的に確認する。

(4) 運営規程の適正化

運営規程に条例上記載を要する事項について、適正かつ漏れなく記載されているかを確認する。特に、成年後見制度の利用支援を含めた虐待の防止のための措置に関する事項及び各種加算減算についての記載がされていない事業所が多いため、この点について重点的に確認する。

(5) 虐待防止及び権利擁護

利用者の虐待防止、権利擁護のために必要な体制を整備しているかを確認し、その適正化を図る。

(6) 人員基準、勤務体制の確保等

職員配置基準に定める職員の資格及び員数を満たしているか、事業者間の兼務関係等が明確にされているかを確認する。

(7) 非常災害対策

非常災害には火災だけでなく、水害や土砂災害等の自然災害が含まれることから、災害の態様ごとに具体的な計画を作成するとともに、関係機関への通報・連絡体制の確保、消防計画に定めた訓練を実施しているか等を確認し、その適正化を図る。